

スタッフ求人対策

現状、医療業界だけでなく全業種で人手不足が問題となっています。求人難により給与をはじめとした待遇面の改善や、就業時間の短縮、業種によっては人手不足による値上げ、事業縮小まで影響がでていきます。

特に、医療の場合には人手に負う部分が大いなのでその影響は重大です。

当面の対策として、

- ① 現状スタッフの就労環境等の見直しによる長期雇用対策の実施
- ② 非常勤スタッフの活用
- ③ 新規採用方法の改善等が必要です。

1. 最近の求人方法の留意点

(1) 終了時間の工夫

医療の場合は一般企業と比較すると終了時間が遅くなる傾向があります。医療をサービス業と位置づけるとしょうがないことでもあるのですが、就労環境としては好まれるものではありません。

そこで、診療時間を短縮する前に 2 交代制にするとか非常勤スタッフでの対応にするとかの工夫が必要です。

さらに進んで診療時間を午後 5 時台までに短縮した診療所もでてきました。

(2) 募集媒体の複数化

従来からの募集媒体であるハローワークや求人募集誌だけでなくネット系の募集媒体やスカウト型の募集媒体を組み合わせることにより求人が上手くいったという事例があります。

(3) スマホサイトの活用

応募者が求人情報をどのような媒体から入手しているかというと、従来の紙媒体、パソコンサイトからスマホサイトへの転換がおきております。このことは患者さんが診療所情報を入力することをスマホ中心としていることと同様です。

2. 橋本会計の求人対策と結果（ご参考になれば）

今年から 3 人の新入社員が加入しました。ここ数年通常の求人募集では採用ができなかったので事前対策をしての求人対策を実施しました。実施したことを記します。

- ① 求人専用の HP サイト（スマホ対応）設置（従来の HP サイトにも掲載）②スカウト型求人サイトへの登録③会計士求人サイトへの登録④税理士専門学校求職サイトへの登録⑤求人用パンフレットの作成⑥会計業界就職説明会へのブース出展⑦就職説明会後の個別面談、会食実施

歯科経営セミナーへのご参加申込受付中！

日時：平成 30 年 7 月 1 日（日）

会場：帝国ホテル東京

お申込みは案内書裏面の申込用紙により FAX にてお願い申し上げます

歯科会計

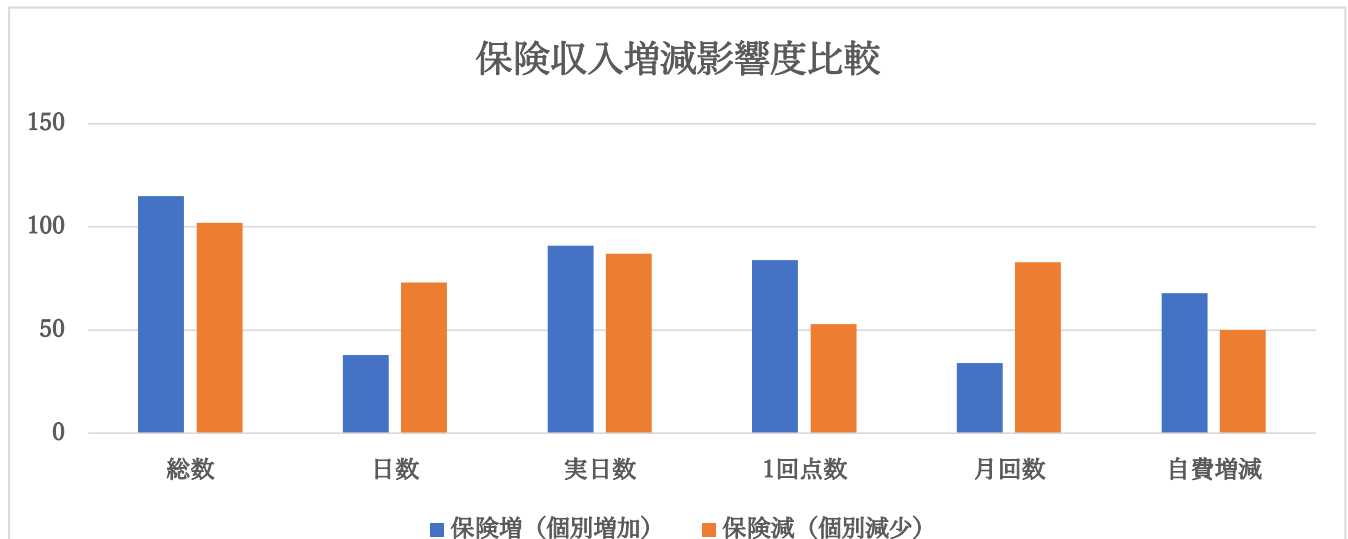
歯科収入前年比較分析

1. 総収入増減分析（保険収入増減、自費収入増減が総収入増減にどのように影響しているか？）

総数	217	総収入増加	118	保険増加	95	自費増加	68
				保険増加		自費減少	27
			保険減少	23	自費増加	23	
			保険減少		自費減少	0	
		総収入減少	99	保険増加	20	自費増加	0
				保険増加		自費減少	20
			保険減少	79	自費増加	29	
			保険減少		自費減少	50	

- (1) 総数の54%が総収入増加、保険収入増加は53%、自費増加は55%。
- (2) 総収入増加のうち保険増加は88%、自費増加は77%、保険・自費増加は57%。
- (3) 総収入減少のうち保険減少は80%、自費減少は70%、保険・自費減少は50%。

2. 保険収入増減への各要素影響度（どの要素が影響が強いのか？）



注) 保険減の各要素数は各要素の前年減少診療所数を表示

- (1) 保険増加診療所については、実日数、1回点数の増加が強い影響がある。
- (2) 保険減少診療所については、日数の減少、月回数の減少による実日数の減少が影響。

3. レセプト件数分析（実日数への影響は？）

区分	日数	新患	再初診	再診数
日数増加	46	25	6	46
日数減少	59	35	7	54
合計	105	60	13	100

前年より実日数が増加している診療所について新患、再初診、再診数が前年比増加の診療所を集計。⇒新患数の増加も重要だが、再診数（月回数を確保）の確保が実日数の増加につながっている。

ドクター会計

新認定医療法人制度

平成 29 年 10 月より、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画の認定制度が改正されました。今回はこの新たな認定医療法人制度への移行制度についてご説明します。

1. 出資持分とは

いわゆる財産権のことです。平成 19 年 4 月 1 日より前に設立した医療法人は「持分あり医療法人」、平成 19 年 4 月 1 日以後に設立した医療法人は「持分なし医療法人」となります。

例えば、設立時に 1,000 万円出資した先生の医療法人が、解散時に 2 億円の財産になっていたとします。「持分あり医療法人」では解散時、医療法人の財産は全て出資者である先生のものとなりますが、「持分なし医療法人」では、最初に出した 1,000 万円以外は国（又は他の医療法人）のものとなります。

2. 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行

平成 26 年に、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」へと移行できる制度が創設されました。これが「認定医療法人」です。なぜ財産権のない「持分なし医療法人」への移行制度ができたかといいますと、①「持分あり医療法人」では医療法人に多額の利益が積みあがった場合に、相続税が多額になるといったリスクと、②出資持分に対する払戻請求があった時に払戻額が高額になるといった 2 つのリスクがあったためです。「持分なし医療法人」ではそういったリスクはありません。

ただし、従来の認定医療法人では厳しい要件（例えば同族役員が 3 分の 1 以下）を満たさないと、医療法人に対して贈与税が課税されてしまいました。そのため、この制度を利用した医療法人は数十件と普及が進みませんでした。

3. 新認定医療法人制度（平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで）

平成 29 年 10 月からの認定医療法人制度では「同族役員が 3 分の 1 以下」という要件は無くなり、新たに「運営に関する要件を満たすこと」が追加されました。

◆運営に関する要件（移行後 6 年間維持）※

- ・ 法人関係者に利益供与しないこと
- ・ 役員報酬が不当に高額にならないように定めていること
- ・ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入が全体の 8 割超等

4. 「持分なし医療法人」へ移行した方が良いか？

「持分あり医療法人」でも理事長の退任時に退職金を支給することで、出資金の評価を下げるにより相続税の対策は成されています。退職金の支給では賄いきれないほどの多額の利益が積みあがっている医療法人または、多額の退職金は予定せず、財産を残した状態で医療法人を後継者に譲り渡したい場合は、認定医療法人への移行をご検討されてもよろしいかと思えます。

医療承継

小規模宅地等の特例①（特定居住用宅地）

相続税の土地の評価について、要件を満たす被相続人の所有の土地に関して大幅な評価の減額が認められる小規模宅地等の特例があります。今回は当該特例のうち、「特定居住用宅地」について解説します。

特定居住用宅地とは被相続人及び被相続人と生計を同じくしていた親族が居住していた家（※1）の敷地で、要件を満たせば **330 m²まで 80%**の減額が受けられます。

<区分>	特例の適用要件	
	取得者	取得者等ごとの要件
被相続人の居住の用に供されていた宅地等	㉑ 被相続人の配偶者	要件は特にありません。
	㉒ 被相続人と同居していた親族	相続開始の時から相続税の申告期限までその家屋に居住継続し、かつ、申告期限まで所有継続している人。
	㉓ 被相続人と同居していない親族 （※通称 <u>家なき子親族</u> ）	下記①から③の全てに該当し、かつ、④及び⑤の要件を満たす人 ① 相続開始時に日本国内に住所を有していること、または日本国籍を有していること。 ② 被相続人に配偶者がいないこと ③ 相続開始の直前において、その被相続人の居住家屋に同居していた他の親族がいないこと。 ④ 相続開始前 3 年以内に日本国内にある自己または自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないこと（※2） ⑤ その宅地等を相続税の申告期限まで所有継続。
被相続人と生計を一にする被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等	㉔ 被相続人の配偶者	要件は特にありません。
	㉕ 被相続人と生計を一にしていた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその家屋に居住し、かつ、相続税の申告期限まで所有継続している人。

※1 建物が他の親族所有でも家賃・地代が無償であれば適用可能です。

※2 平成 30 年 4 月 1 日より 3 親等内親族・特別関係法人所有家屋も不可です。